

項 目	内 容	備 考
<p>③ 上場審査基準</p>	<p>e. 幹事取引参加者が作成した推薦書（セントレックスへの新規上場申請者は提出を要しない。）</p> <p>f. 有価証券上場申請書等に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書</p> <p>g. 有価証券上場申請書に記載された代表者が、当該株券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面</p> <p>h. 年次報告書・半期報告書・四半期報告書の写し</p> <p>i. 主要な事業活動の前提となる事項等について記載した書面</p> <p>j. 株主数状況表</p> <p>k. 株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行を指定していることを証する書面の写し</p> <p>l. 適時開示規則に規定する会社の代理人等を選定していることを証する書面の写し</p> <p>m. セントレックスへの新規上場申請者である場合には、次の書類</p> <p>(a) 新規上場申請者が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨及びその成長に係る評価の対象とした事業について幹事取引参加者が記載した書面</p> <p>(b) 上場日以後3年間において年2回以上、投資に関する説明会を本邦内において開催することについて確約した書面</p> <p>(c) 適時開示規則に規定する会社の代理人等を通じて会社情報の適時開示等を適切に行う旨を確約した書面</p> <p>・上場審査は、次のaからeまで及びhからjまでに適合し、かつ、f又はgに適合するものを対象として行うものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(上場株式数)</p> <p>(分布状況)</p>	<p>a. 上場株式数が、上場の時まで、当取引所の市場における売買単位の2,000倍の数量に相当する数以上になる見込みのあること。</p> <p>b. 次の(a)及び(b)に適合していること。</p> <p>(a) 本邦内株主の数が、上場の時まで、300人以上になる見込みのあること。</p> <p>(b) 特定の株主に著しく多数の株式が所有されていると認められないこと。</p>	<p>※内国株券と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当取引所の市場における売買単位」は、2. 売買制度 (2) 売買単位参照。 ・「本邦内株主」とは、上場申請に係る株券の当取引所の市場における売買単位以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者（上場申請に係る株券が、当該外国会社の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の証券取引所又は外国の組織された店頭市場（以下「外国の証券取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されていない場合であつて、当取引所のみを上場申請が行われるときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。）で、新規上場申請者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者以外の者をいうものとする。 ・内国株券の場合、少数特定者持株数比率を80%以下としている。
<p>(上場時価総額)</p>	<p>c. 上場日における上場時価総額が10億円以上となる見込みのあること。</p>	<p>※内国株券と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上場時価総額」とは、上場に係る公募又は売出しの価格に上場時において見込まれる上場株式数（払込済普通株式総数）を乗じて得た額をいうものとする。
<p>(設立後経過年数)</p>	<p>d. 株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年</p>	<p>※内国株券と同様</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>度の末日までに3年以上経過して、かつ、継続的に営業活動をしていること。</p>	
(株主資本（純資産）の額)	<p>e. 上場申請日の直前事業年度の末日における株主資本（純資産）の額が、3億円以上であること。</p>	<p>※内国株券と同様</p>
(利益の額)	<p>f. 最近1年間の利益の額が、1億円以上であること。</p>	<p>※内国株券と同様</p>
(時価総額)	<p>g. 上場日における時価総額が1,000億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。</p>	<p>※内国株券と同様</p>
(虚偽記載又は不適正意見等)	<p>h. 次の(a)から(c)までに適合していること。</p> <p>(a) 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書並びに発行登録追補書類及びこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類並びに半期報告書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>(b) 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。</p> <p>(c) 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財</p>	<p>※内国株券と同様</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行の指定)</p> <p>(株式の譲渡制限)</p> <p>④セントレックスの上場審査基準</p> <p>(分布状況)</p>	<p>務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。</p> <p>i. 株式事務（名義書換事務及び株券発行事務を除く。以下同じ。）及び配当金支払事務を行う当取引所の承認する株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行を指定しているか又は当該機関等から指定についての内諾を得ていること。</p> <p>j. 株式の譲渡につき制限を行っていないこと。</p> <p>・セントレックスへの上場申請が行われた外国株券の上場審査は、次のaからfまでに適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>a. 次の(a)及び(b)に適合していること。 (a) 上場申請日から上場日の前日までの期間に、当取引所の市場における売買単位の500倍の数量に相当する数以</p>	<p>・「株式事務取扱機関」とは、実質株主に対して株式事務を取り扱う本邦内に住所を有する機関をいうものとする。</p> <p>・「配当金支払取扱銀行」とは、実質株主に対して配当金の支払事務を取り扱う本邦内に住所を有する金融機関（支店を含む。）をいうものとする。</p> <p>※内国株券と同様</p> <p>・ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であつて、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときはこの限りでない。</p> <p>※内国株券と同様</p> <p>・審査対象とする「公募又は売出し」は、本邦内において行うものに限るものとする。</p>

項 目	内 容	備 考
(上場時価総額)	<p>上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。</p> <p>(b) 本邦内株主の数が、上場の時まで、300人以上になる見込みのあること。</p>	
(売上高)	<p>b. 上場日における上場時価総額が5億円以上となる見込みのあること。</p>	※内国株券と同様
(虚偽記載又は不適正意見等)	<p>c. 成長事業に係る売上高が上場申請日の前日までに計上されていること。</p>	※内国株券と同様
(株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行の指定)	<p>d. 次の(a)から(c)までに適合していること。</p> <p>(a) 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。</p> <p>(b) 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。</p> <p>(c) 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書又は中間監査報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p>	※内国株券と同様
	<p>e. 株式事務及び配当金支払事務を行う当取引所の承認する株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行を指定しているか又は当該機関等から指定についての内諾を得ていること。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(株式の譲渡制限)</p> <p>⑤ 上場審査</p>	<p>と。</p> <p>f. 株式の譲渡につき制限を行っていないこと。</p> <p>・外国株券の上場審査は、新規上場申請者及び新規上場申請者の企業グループに関する次の(a)から(e)までに掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(a) 企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、経営成績の見通しが良好なものであるかどうか、次に掲げる点について検討するものとする。</p> <p>イ. 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（営業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下同じ。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次の(i)から(ii)までのいずれかに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</p> <p>(i) 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる見込みのあること。</p> <p>(ii) 新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が</p>	<p>※内国株券と同様</p> <p>・ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときはこの限りでない。</p> <p>・審査は、新規上場申請者の本国及び上場申請に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>※内国株券と同様</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が見込まれるなど当該状況の改善が認められること。</p> <p>(ハ) 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が認められること。</p> <p>ロ. 新規上場申請者の企業グループが、新規上場申請者が相応の利益配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。</p> <p>ハ. 新規上場申請者及びその資本下位会社等の仕入れ、生産、販売その他の経営活動が、取引先との取引実績、製商品の需要動向その他の事業の遂行に関する状況に照らして、安定的かつ継続的に遂行することができる状況にあること。この場合において、資本下位会社等に係る状況の検討については、新規上場申請者の企業グループに及ぼす影響の重要性を考慮して行うものとする（以下同じ。）。</p> <p>ニ. 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障をきたす要因が発生している状況が見られないこと。</p> <p>ホ. 新規上場申請者及びその資本下位会社等の資産の保全及び経営活動の効率性を確保するため、経営管理組織（社内諸規則を含む。）が適切に整備、運用されている状況にあること。</p> <p>ヘ. 新規上場申請者及びその資本下位会社等の従業員の異動又は出向者の受入れ等の状況が、事業の安定的な遂行に必要な人員が確保されない状況にあるなど、継続的な経営活動を阻害するものでないこと。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>(b) 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行しているかどうか、次に掲げる点について検討するものとする</p> <p>イ．新規上場申請者及びその資本下位会社等が、その特別利害関係者、人的関係会社又は資本的關係会社その他の特定の者に対し、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供を含む。以下同じ。）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与していないこと。</p> <p>ロ．新規上場申請者の役員相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。</p> <p>(c) 企業内容等の開示の適正性 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあるかどうか、次に掲げる点について検討するものとする。</p> <p>イ．新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。</p> <p>(イ) 本国等の法制度、新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</p> <p>(ロ) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項</p> <p>ロ．新規上場申請者及びその資本下位会社等の会計組織が、採用する会計処理の基準等に照らして、適切に整備、運用されている状況にあること。</p>	<p>※内国株券と同様</p> <p>※内国株券と同様</p> <p>・外国の証券取引所等に上場等されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、次に掲げる事項が記載されていることを要するものとする。</p> <p>イ．上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの間における a) 株主割当以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の状況、 b) 特別利害関係者等が所有する株式数の変動の状況</p> <p>ロ．株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は同社が元引受</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>ハ．新規上場申請者及びその資本下位会社等が、その特別利害関係者、人的関係会社若しくは資本的關係会社その他の特定の者との間の取引行為又は資本下位会社等の株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。</p> <p>ニ．新規上場申請者が、会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。</p> <p>(d) 子会社上場となる場合 親会社等を有している場合には、次に掲げる点について検討するものとする。</p> <p>イ．親会社等又は新規上場申請者の不利益となる取引の強制・誘引の有無の状況</p> <p>ロ．親会社等との間の通常取引条件と著しく異なる条件による取引の有無の状況</p> <p>ハ．親会社等が公開会社であること又は新規上場申請者がその経営に重大な影響を与える親会社等に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること</p> <p>(イ) 親会社等の有価証券報告書等を公衆の縦覧に供すること</p> <p>(ロ) 親会社等が有価証券報告書に準じて作成した書類を、上場後においても各事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること</p> <p>(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な</p>	<p>契約を締結する証券会社との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容</p> <p>※内国株券と同様</p>

項 目	内 容	備 考
<p>⑥ セントレックスの上場 審査</p>	<p>影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること</p> <p>(e) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないかどうか、その他公益又は投資者保護の観点から問題がないかどうかについて検討するものとする。</p> <p>・セントレックスへの上場申請が行われた外国株券の上場審査は、新規上場申請者及び新規上場申請者の企業グループに関する次の(a)から(e)までに掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(a) 企業の成長性 新規上場申請者（その企業グループを含む。）が高い成長の可能性を有していると認められる事業を営んでいるかどうかについて検討するものとする。</p> <p>(b) 企業内容、リスク情報等の開示の適切性 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあるかどうか、次に掲げる点について検討するものとする。</p> <p>イ. 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、本国における法制等の概要、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。</p>	<p>・審査は、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>・幹事証券会社から新規上場申請者の成長可能性等に係る書面を提出させるとともに、新規上場申請者の事業計画を中心に、経営幹部・監査役（必要に応じて幹事証券会社、担当監査法人等を含む。）に対するヒアリングに基づき検討する。</p> <p>・外国の証券取引所等に上場等されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、次に掲げる事項が記載されていることを要するものとする。</p> <p>イ. 上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの間における a) 株主割当以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の状況、 b) 特別利害関係者等が所有する株式数の変動の状況</p> <p>ロ. 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は同社が元引受契約を締結する証券会社との間において、上</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>ロ. 新規上場申請者及びその資本下位会社等の会計組織が、採用する会計処理の基準等に照らして、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。</p> <p>ハ. 新規上場申請者及びその資本下位会社等が、その特別利害関係者、人的関係会社若しくは資本的關係会社その他の特定の者との間の取引行為又は資本下位会社等の株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。</p> <p>ニ. 新規上場申請者が、会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。</p> <p>ホ. 新規上場申請者が、四半期における財務・業績の概況を、適時、適切に開示できる状況にあること。</p> <p>(c) 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行できるかどうか、特定の者に対して不当に利益を供与するような取引の有無について検討するものとする。</p> <p>(d) 子会社上場となる場合 親会社等を有している場合には、次に掲げる点について検討するものとする。</p> <p>イ. 親会社等又は新規上場申請者の不利益となる取引の強制・誘引の有無の状況</p> <p>ロ. 親会社等との間の通常取引条件と著しく異なる条件による取引の有無の状況</p> <p>ハ. 親会社等が公開会社であること又は新規上場申請者がその経営に重大な影響を与える親会社等に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況に</p>	<p>場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>あり、次の(i)又は(ii)及び(h)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること</p> <p>(i) 親会社等の有価証券報告書等を公衆の縦覧に供すること</p> <p>(ii) 親会社等が有価証券報告書に準じて作成した書類を、上場後においても各事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること</p> <p>(h) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること</p> <p>(e) その他 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないかどうか、その他公益又は投資者保護の観点から問題がないかどうかについて検討するものとする。</p>	
(2) 会社情報の適時開示等	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所が定める決定事項及び発生事実並びに決算の内容等について適時開示するものとし、また、当取引所が定めるところに従い書類を提出するものとする。 本邦内に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係において一切の行為につき代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。 	<p>※原則として、内国株券の発行者と同様とするが、本国における法制度等を勘案するものとする。</p>
<p>(3) 一部指定</p> <p>① 一部指定の申請</p> <p>② 一部指定の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発行者からの申請により行うものとする。 市場第二部銘柄である外国株券の市場第一部銘柄への指定は、次のaからeまで並びにh及びiに適合し、かつ、f 	<p>※内国株券と同様</p>

項 目	内 容	備 考
	又はgに適合するものを対象として行うものとする。	
(上場株式数)	a. 直前事業年度の末日等における上場株式数が、当取引所の市場における 売買単位の2万倍の数量に相当する数以上 であること。	※内国株券と同様
(分布状況)	b. 次の(a)及び(b)に適合していること。 (a) 直前事業年度の末日等における 本邦内株主の数が2,200人以上 であること。 (b) 特定の株主に著しく多数の株式が所有されていると認められないこと。	・内国株券の場合、上場株式数に応じた株主数(最低2,200人)を求めている(遡増)ほか、少数特定者持株数比率を原則70%以下としている。
(売買高)	c. 最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が、当取引所の市場における 売買単位の200倍の数量に相当する数以上 であること。	※内国株券と同様 ・外国の証券取引所等にも上場している銘柄の場合、当取引所における月平均売買高と外国の証券取引所等における月平均売買高のいずれかが 当該基準に適合 することを要するものとする。
(上場時価総額)	d. 上場時価総額が40億円以上であること。	※内国株券と同様
(株主資本(純資産)の額)	e. 直前事業年度の末日における株主資本(純資産)の額が10億円以上であること。	※内国株券と同様
(利益の額)	f. 次の(a)又は(b)に適合すること。 (a) 最近2年間における利益の額が、最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上であること。 (b) 最近3年間における利益の額が、最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上であり、かつ、最近3年間の利益の額の総額が6億円以上であること。	※内国株券と同様

項 目	内 容	備 考
(時価総額)	g. 時価総額が1,000億円以上であること。ただし、最近1年間ににおける売上高が100億円未満である場合を除く。	※内国株券と同様
(虚偽記載又は不適正意見等)	h. 次の(a)及び(b)に適合していること。 (a) 最近5年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。 (b) 最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに各事業年度における中間会計期間及び各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。	※内国株券と同様
(実質面の審査)	i 次の(a)から(e)までに適合していること。 (a) 上場会社及びその資本下位会社等により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。 イ. 上場会社の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる見込みのあること。	<p>・ 審査は、上場会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>※内国株券と同様。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>③ 一部指定の特例</p>	<p>ロ. 上場会社の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が見込まれるなど当該状況の改善が認められること。</p> <p>ハ. 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が認められること。</p> <p>(b) 上場会社の企業グループが、上場会社が相応の利益配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。</p> <p>(c) 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。</p> <p>(d) 上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。</p> <p>イ. 本国等の法制度、上場会社及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</p> <p>ロ. 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項</p> <p>(e) 公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。</p> <p>・外国株券の発行者の合併等に伴う市場第一部銘柄への指定は、次の a から c の区分に従い、それぞれに適合するものを対象として行うものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(再上場等の場合)</p> <p>(セントレックスからの市場変更の場合)</p> <p>(新規上場等の場合)</p>	<p>a 合併等（株式交換、株式移転、持株会社への組織変更及び会社分割を含む。）に伴い再上場等が行われる外国株券のうち、当取引所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>b セントレックスからの上場市場の変更が行われる外国株券のうち、当取引所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>c 「再上場等の場合」及び「セントレックスからの市場変更の場合」に定める場合のほか、新規上場申請者の上場申請に係る外国株券及びセントレックスからの上場市場の変更が行われる外国株券のうち、上場株式数が多大で、株式の分布状況等が特に良好であると認められる銘柄については、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 指定替え基準に定める「上場株式数」及び「分布状況」に該当しないことを要するものとする。 • 申請による上場市場の変更の場合は、一部指定基準に定める「上場株式数」、「分布状況」、「売買高」、「上場時価総額」並びに「虚偽記載又は不適正意見等」に適合することを要するものとする。 • 申請によらない上場市場の変更の場合は、上場市場の変更が市場第一部銘柄の上場会社の吸収合併又は市場第一部銘柄の上場会社を完全子会社とする株式交換によるものであり、指定替え基準に定める「上場株式数」及び「分布状況」に該当しないことを要するものとする。 • 次の a から c までに適合することを要するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 上場株式数が、上場時又は上場市場の変更時までに当取引所の市場における売買単位の10万倍の数量に相当する数以上になる見込みがあること。 b 上場時価総額が500億円以上であること。 c 本邦内株主の数が、上場時または上場市場の変更時までに2,200人以上となる見込みがあること。
(4) 市場第二部銘柄への指定替え		

項 目	内 容	備 考
<p>① 申請によらない指定替え</p> <p>(上場株式数)</p> <p>(分布状況)</p> <p>(売買高)</p> <p>(上場時価総額)</p>	<p>・市場第一部銘柄である外国株券が次の a から e までのいずれかに該当する場合には、市場第二部銘柄への指定替えを行う。</p> <p>a. 上場株式数が、当取引所の市場における売買単位の2万倍の数量に相当する数に満たない場合。</p> <p>b. 本邦内株主の数が2,000人未満である場合において、1か年以内に2,000人以上とならないとき。</p> <p>c. 最近1年間の月平均売買高が、当取引所の市場における売買単位の40倍の数量に相当する数未満である場合。</p> <p>d. 上場時価総額が20億円に満たない場合において、9か月(事業改善計画等の提出・公表がない場合は3か月)以内</p>	<p>※内国株券と同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a に該当した場合の指定替えの時期は、上場株式数の減少に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは上場株式数の減少の効力発生日に、それ以外のときは、当該基準に該当することを確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の初日とする。 ・ 内国株券の場合、上場株式数に応じた株主数(最低2,000人)を求めている。 ・ b に該当した場合の指定替えの時期は、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日とする。 <p>※内国株券と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の証券取引所等にも上場している銘柄の場合、当取引所における月平均売買高と外国の証券取引所等における月平均売買高のいずれかが当該基準に適合することを要するものとする。 ・ c に該当した場合の指定替えの時期は、確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の初日とする。 <p>※内国株券と同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ d に該当した場合の指定替えの時期は、該当し

項 目	内 容	備 考
<p>(債務超過)</p> <p>② 申請による指定替え</p> <p>(5) 上場廃止</p> <p>① 上場廃止基準</p> <p>(外国の証券取引所等における上場廃止等)</p>	<p>に20億円以上とならないとき。</p> <p>e. 上場会社が債務超過の状態となった場合。</p> <p>・上場会社が、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄の指定替えを申請しようとするときは、当取引所所定の申請書を提出するものとする。</p> <p>・外国株券が次の a から q までのいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</p> <p>a. 次の(a)又は(b)に該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の証券取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(a) 外国の証券取引所に上場されている銘柄については、当該証券取引所における当該銘柄の上場廃止が決定されたとき。</p> <p>(b) 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場における当該銘柄の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めたとき。</p>	<p>た月の末日の翌月から起算して2か月目の月の初日とする。</p> <p>※内国株券と同様。</p> <p>・ e に該当した場合の指定替えの時期は、審査対象決算期の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日とする。</p> <p>※内国会社と同様。</p> <p>・ 指定替えを申請した場合の指定替えの時期は、指定替えを決定した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日とする。</p>

項 目	内 容	備 考
(上場株式数)	b. 上場株式数が、当取引所の市場における 売買単位の2,000倍の数量に相当する数に満たない 場合。	※内国株券と同様
(分布状況)	c. 本邦内株主の数が150人未満 である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。	※内国株券と同様 ・内国株券の場合、この他に少数特定者持株数比率を80%以下としている。
(売買高)	d. 最近1年間の月平均売買高が、当取引所の市場における 売買単位の3倍の数量に相当する数未満 である場合。	※内国株券と同様 ・ 外国の証券取引所等にも上場している銘柄の場合、当取引所における月平均売買高と外国の証券取引所等における月平均売買高のいずれかが当該基準に適合することを要するものとする。
(上場時価総額)	e. 上場時価総額が5億円に満たない場合において、9か月（事業改善計画等の提出・公表がない場合は3か月）又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。	※内国株券と同様
(債務超過)	f. 上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。	※内国株券と同様
(銀行取引の停止)	g. 上場会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。	※内国株券と同様
(破産手続、再生手続、更生手続又は整理)	h. 上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。	※内国株券と同様
(営業活動の停止)	i. 上場会社が営業活動を停止した場合又はこれに準ずる状	※内国株券と同様

項 目	内 容	備 考
(不適当な合併等)	<p>態になった場合。</p> <p>j. 次の(a)又は(b)に掲げる場合において、当該(a)又は(b)に該当すると当取引所が認めた場合</p> <p>(a) 上場会社が非上場会社の吸収合併等を行った場合 当該上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該上場会社が3か年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(b) 上場会社が再上場した場合（当事者がすべて上場会社である場合を除く。） 当該上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該上場会社が3か年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。</p>	※内国株券と同様
(有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延)	<p>k. 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p>	※内国株券と同様
(虚偽記載又は不適正意見等)	<p>l. 次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a) 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</p> <p>(b) 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意</p>	※内国株券と同様

項 目	内 容	備 考
(上場契約違反等)	見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合	
(配当金支払取扱銀行又は株式事務取扱機関の指定)	m. 上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、当取引所の規定に基づき提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合	※内国株券と同様
(株式の譲渡制限)	n. 上場会社が、適時開示規則に規定する配当金支払取扱銀行又は株式事務取扱機関を指定しないこととなった場合又は指定しないこととなることが確実となった場合	
(完全子会社化)	o. 上場会社が株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。	※内国株券と同様 ・ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であつて、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。
(その他)	p. 上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合	※内国株券と同様
(その他)	q. 公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合	※内国株券と同様
② セントレックス上場銘柄の上場廃止基準	・セントレックス上場銘柄である外国株券が次の a から p までのいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。	

項 目	内 容	備 考
(外国の証券取引所等における上場廃止等)	<p>a. 次の(a)又は(b)に該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の証券取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認められるときは、この限りでない。</p> <p>(a) 外国の証券取引所に上場されている銘柄については、当該証券取引所における当該銘柄の上場廃止が決定されたとき。</p> <p>(b) 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場における当該銘柄の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認められたとき。</p>	
(株式の分布状況)	<p>b. 本邦内株主の数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。</p>	※内国株券と同様
(売買高等)	<p>c. 最近1年間の月平均売買高が、当取引所の市場における売買単位の10倍の数量に相当する数未満となり、かつ、月平均値付率が20%未満となり、その後1年間の月平均売買高が当取引所の市場における売買単位の10倍の数量に相当する数以上又は月平均値付率が20%以上にならなかったとき。</p>	<p>※内国株券と同様</p> <p>・外国の証券取引所等にも上場している銘柄の場合、当取引所における月平均売買高又は月平均値付率と外国の証券取引所等における月平均売買高又は月平均値付率のいずれかが当該基準に適合することを要するものとする。</p>
(上場時価総額)	<p>d. 上場時価総額が3億円に満たない場合において、9か月（事業改善計画等の提出・公表がない場合は3か月）又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。</p>	※内国株券と同様

項 目	内 容	備 考
(債務超過)	e. 上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。	※内国株券と同様
(銀行取引の停止)	f. 上場会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。	※内国株券と同様
(破産手続、再生手続、更生手続又は整理)	g. 上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、当取引所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。	※内国株券と同様
(営業活動の停止)	h. 上場会社が営業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合。	※内国株券と同様
(不適当な合併等)	i. 次の(a)又は(b)に掲げる場合において、当該(a)又は(b)に該当すると当取引所が認めた場合 (a) 上場会社が非上場会社の吸収合併等を行った場合 当該上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該上場会社が3か年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。 (b) 上場会社が再上場した場合（当事者がすべて上場会社である場合を除く。） 当該上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該上場会社が3か年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。	※内国株券と同様

項 目	内 容	備 考
(有価証券報告書又は半 期報告書の提出遅延)	j. 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合	※内国株券と同様
(虚偽記載又は不適正意見等)	k. 次の(a)又は(b)に該当する場合 (a) 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合 (b) 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合	※内国株券と同様
(上場契約違反等)	l. 上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、当取引所の規定に基づき提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合	※内国株券と同様
(配当金支払取扱銀行又は株式事務取扱機関の指定)	m. 上場会社が、適時開示規則に規定する配当金支払取扱銀行又は株式事務取扱機関を指定しないこととなった場合又は指定しないこととなることが確実となった場合	
(株式の譲渡制限)	n. 上場会社が株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。	※内国株券と同様 ・ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが

項 目	内 容	備 考												
<p>(完全子会社化)</p> <p>(その他)</p> <p>(6) 上場関係料金</p>	<p>o. 上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合</p> <p>p. 公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合</p> <p>・別途検討する。</p>	<p>本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であつて、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。</p> <p>※内国株券と同様</p> <p>※内国株券と同様</p>												
<p>2. 売買制度</p> <p>(1) 売買の種類</p> <p>(2) 売買単位</p> <p>(3) 円滑な流通の確保</p>	<p>・普通取引及び当日取引の2種類とする。</p> <p>・当該外国株券の株価を基準として1,000株、500株、100株、50株、10株又は1株とする。</p> <p>・外国株券について、幹事証券会社である取引参加者は、当</p>	<p>・「売買単位」は、上場申請に係る公募又は売出しに係る公開価格の次に掲げる区分に従い、それぞれに定める単位によるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 500円未満</td> <td>1,000株</td> </tr> <tr> <td>ロ. 500円以上1,000円未満</td> <td>500株</td> </tr> <tr> <td>ハ. 1,000円以上5,000円未満</td> <td>100株</td> </tr> <tr> <td>ニ. 5,000円以上1万円未満</td> <td>50株</td> </tr> <tr> <td>ホ. 1万円以上10万円未満</td> <td>10株</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 10万円以上</td> <td>1株</td> </tr> </table> <p>・売買単位は、当取引所が定めるところにより定期的に見直しを行うこととする。</p>	イ. 500円未満	1,000株	ロ. 500円以上1,000円未満	500株	ハ. 1,000円以上5,000円未満	100株	ニ. 5,000円以上1万円未満	50株	ホ. 1万円以上10万円未満	10株	ヘ. 10万円以上	1株
イ. 500円未満	1,000株													
ロ. 500円以上1,000円未満	500株													
ハ. 1,000円以上5,000円未満	100株													
ニ. 5,000円以上1万円未満	50株													
ホ. 1万円以上10万円未満	10株													
ヘ. 10万円以上	1株													

項 目	内 容	備 考
(4) その他	取引所の市場における当該外国株券の円滑な流通の確保に努めるものとする。 ・その他の売買制度は内国株券と同様とする。	
3. 決済制度	・振替決済制度により行うものとする。	
4. 定率負担金	・別途検討する。	
5. その他	・その他所要の規定整備を行う。	

Ⅲ. 実施の時期

平成17年6月初旬の実施を目途とする。

以 上